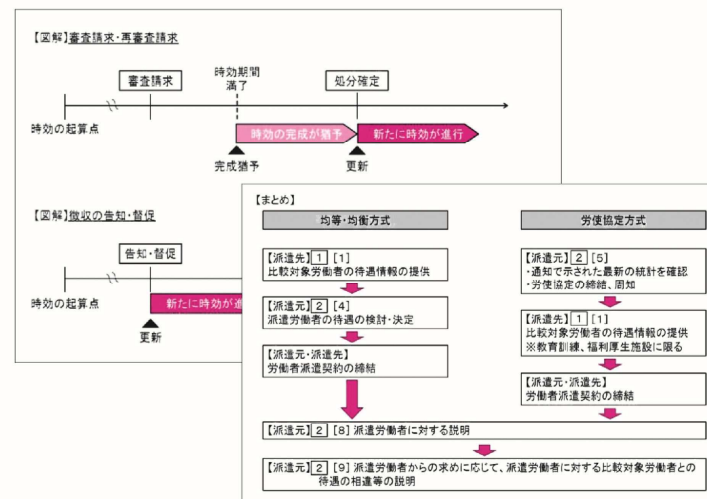


出題傾向の分析や最新の法改正問題を解説!

# 選択式攻略ゼミ



※上図はスライドのイメージです。

担当講師 櫻井 正輝

時間 ②労働者災害補償保険法・雇用保険法

## 労災

### 令和3年度 本試験対策

複数就業者の労災保険給付について、複数就業先の賃金に基づく給付基礎日額の算定や給付の対象範囲の拡充等が見直しが行われた。

### 令和2年度 本試験対策

- 民法上の「時効の中断」が「時効の完成猶予・更新」に改められることに伴う所要の改正が行われた。
- 民法上、時効の起算点について、客観的起算点と主観的起算点とが分けられることに伴い、労働者災害補償保険法における時効の起算点が客観的起算点である旨が明示された。

## 複数事業労働者

### ① 複数業務要因災害の創設



複数事業労働者の二以上の事業  
の業務を**要因**とする疾病等



・**過労死**  
・**精神障害**

業務災害  
→原因

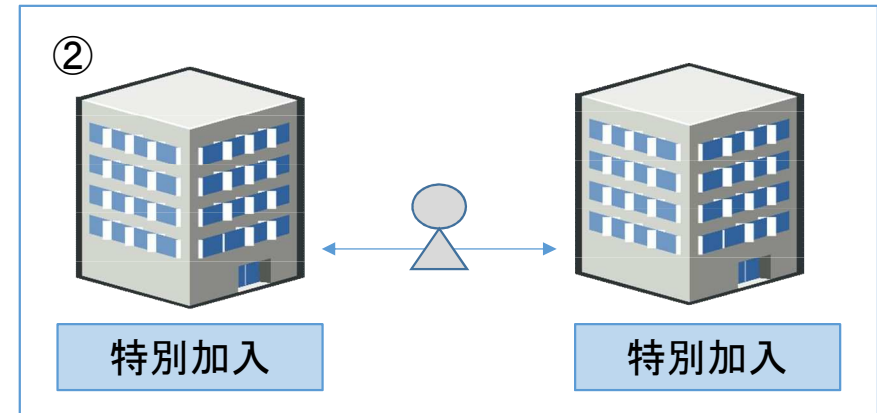
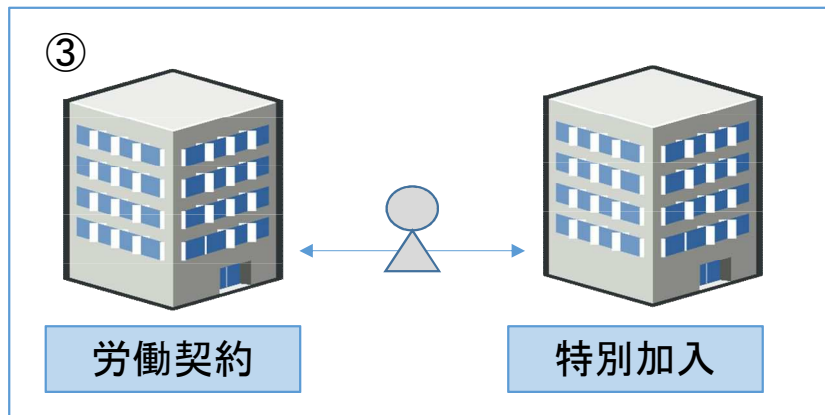
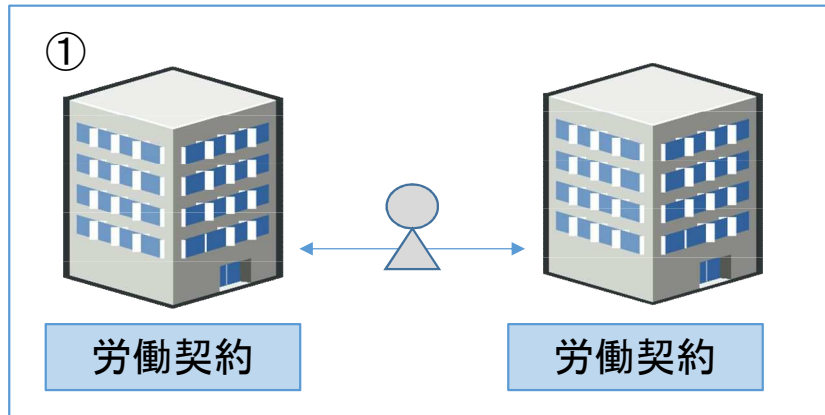
### ② 給付基礎日額の合算



**業務災害・複数業務要因災害・通勤災害**、それぞれについて複数  
事業労働者の各事業における賃  
金を保険給付に反映する

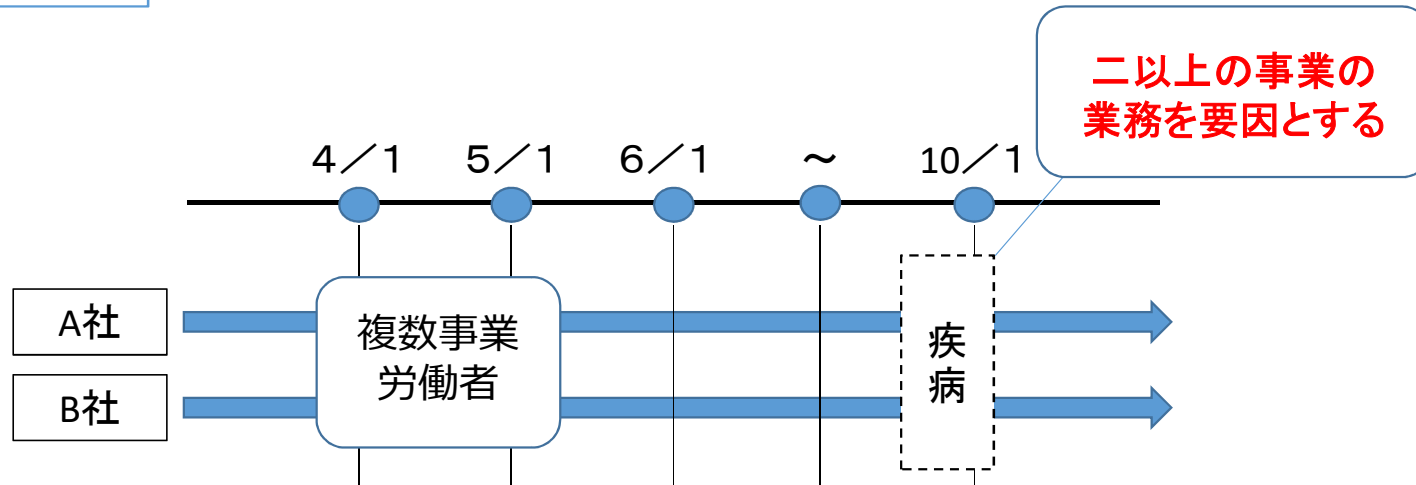
図解

複数事業労働者



図解

複数業務要因災害

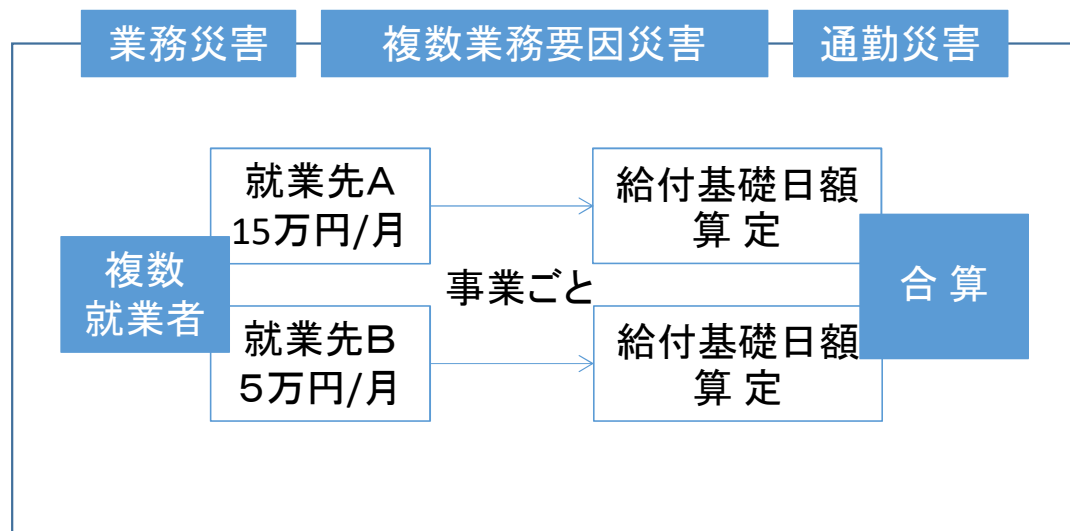


図解

過労死認定基準



図解 複数事業労働者の給付基礎日額



## ① 目的<sup>※3</sup> (法1条)

重要度

A

労働者災害補償保険は、**業務上の事由、複数事業労働者<sup>※4</sup>の二以上の事業の業務を要因とする事由**又は**通勤**による労働者の**負傷、疾病、障害、死亡等**に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な**保険給付**を行い、あわせて、**業務上の事由、複数事業労働者の二以上の事業の業務を要因とする事由**又は**通勤**により負傷し、又は疾病にかかった労働者の**社会復帰の促進**、当該**労働者及びその遺族の援護**、**労働者の安全及び衛生の確保**等を図り、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

P153



## 5 複数業務要因災害 (法7条) 改正 重要度 B

**複数事業労働者** (これに類する者として厚生労働省令で定めるものを含む。) の **二以上の事業の業務を要因とする** 負傷・疾病・障害・死亡をいう。

P158

### 複数事業労働者の給付基礎日額

複数事業労働者、その遺族その他厚生労働省令で定める者に対して保険給付を行う場合における給付基礎日額は、当該 **複数事業労働者を使用する事業ごとに算定した給付基礎日額に相当する額を合算した額** を基礎として、厚生労働省令で定めるところによって政府が算定する額とする。

P187

P162

## 1 保険給付の種類<sup>\*1</sup> 改正 重要度 A

事故	労働基準法の災害補償 <sup>**2</sup>	労災保険の保険給付 <sup>(注)</sup>		
		業務災害	複数業務要因災害	通勤災害
負傷・疾病 (治ゆ <sup>**3</sup> 前)	療養補償	療養補償給付	<span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">複数事業労働者療養給付</span>	療養給付
	休業補償	休業補償給付	複数事業労働者休業給付	休業給付
		傷病補償年金	複数事業労働者傷病年金	傷病年金
障害 (治ゆ後)	障害補償	障害補償給付	複数事業労働者障害給付	障害給付
その他		介護補償給付	複数事業労働者遺族給付	遺族給付
		二次健康診断等給付	複数事業労働者葬祭給付	葬祭給付
	打切補償		複数事業労働者介護給付	介護給付

・業務災害  
→【補償】(災害補償あり)  
・複数業務要因災害  
→【複数事業労働者】(災害補償な

資格の大原

<sup>(注)</sup> 労災保険の保険給付は、業務災害に関する保険給付、複数業務要因災害に関する保険給付、通勤災害に関する保険給付、二次健康診断等給付です。

## 保険給付のまとめ

### 業務災害・複数業務要因災害・通勤災害による傷病等

### 二次健康診断等給付

#### 負傷・疾病(治癒前)

##### 療養(補償)等給付

療養の給付      療養の費用

##### 休業(補償)等給付

傷病(補償)等年金

併給  
不可

##### 介護(補償)等給付

障害(傷病)等級  
1級・2級

#### 負傷・疾病(治癒後)

##### 障害(補償)等給付

年金(1~7級)      一時金(8~14級)

#### 死亡

##### 遺族(補償)等給付

年金      一時金

##### 葬祭料等(葬祭給付)

差額一時金

前払一時金

問1 目的等 **難度A** **改正**

- 1 労働者災害補償保険は、業務上の事由、**A**の二以上の事業の業務を要因とする事由又は通勤による労働者の**B**に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行い、あわせて、業務上の事由、**A**の二以上の事業の業務を要因とする事由又は通勤により負傷し、又は疾病にかかった労働者の**C**、当該労働者及びその遺族の援護、**D**等を図り、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。
- 2 労働者災害補償保険は、上記1の目的を達成するため、業務上の事由、**A**の二以上の事業の業務を要因とする事由又は通勤による労働者の**B**に関して保険給付を行うほか、**E**を行うことができる。
- 3 労働者災害補償保険法に基づく政令及び厚生労働省令並びに労働保険徴収法に基づく政令及び厚生労働省令（労働者災害補償保険事業に係るものに限る。）は、その草案について、労働政策審議会の意見を聞いて、これを制定する。

## 雇用

### 令和3年度 本試験対策

被保険者期間の計算方法について、被保険者期間が12か月（特定理由離職者及び特定受給資格者にあっては6か月）に満たない場合は、賃金の支払の基礎となった日数が11日以上であるもの又は賃金の支払の基礎となった時間数が80時間以上であるものを1か月として計算するものとされた。

### 令和2年度 本試験対策

- 雇用保険に関する一部の手続について、特定法人が行う場合には、電子申請を義務づけるものとされた。※労働保険の保険料の徴収等に関する法律も同様の改正が行われている。
- 一般教育訓練給付の対象となる教育訓練のうち、特にキャリアアップ効果が高いものを「特定一般教育訓練」とし、給付割合を40%とする改正が行われた。
- 労働者が子を養育するための休業をした場合に必要な給付を行うことにより、労働者の生活及び雇用の安定を図ることを雇用保険の目的として追加するものとされた。また、育児休業給付金について、失業等給付の雇用継続給付から削除するとともに、失業等給付とは別に育児休業給付の規定を設けるものとされた。

具体例

<10月>

日	月	火	水	木	金	土
1日						
			18日 応当日		20日① 8h労働	
	23日② 8h労働		25日③ 8h労働		27日④ 8h労働	
	30日⑤ 8h労働					

<11月>

日	月	火	水	木	金	土
			1日		3日⑥ 8h労働	
	6日⑦ 8h労働		8日⑧ 8h労働		10日⑨ 8h労働	
	13日⑩ 8h労働				17日 離職日	

<10/18~11/17  
までの期間>  
・賃金支払基礎日数  
→11日未満  
・賃金支払の基礎と  
なる時間数  
→80時間以上  
1か月の  
被保険者期間

P225

⑤ 被保険者期間の要件を満たせない  
場合 (法14条)

改正

重要度

A

上記③、④により計算された被保険者期間が12か月（特定理由離職者と特定受給資格者にあつては6か月）に満たない場合にあつては、各期間について賃金の支払の基礎となった時間数が80時間以上であるものを1か月の被保険者期間として計算する。なお、1か月未満の期間にあつては、その日数が15日以上あり、かつ、その期間内に賃金の支払の基礎となった時間数が80時間以上であるときは、その期間を2分の1か月の被保険者期間として計算する。

問 7 被保険者期間 難度 B 改正

- 1 被保険者期間は、被保険者であった期間のうち、当該被保険者でなくなった日又は各月においてその日に相当し、かつ、当該被保険者であった期間内にある日（その日に相当する日がない月においては、その月の末日。以下「喪失応当日」という。）の各前日から各前月の喪失応当日までさかのぼった各期間（賃金の支払の基礎となった日数が **A** 日以上であるものに限る。）を1か月として計算し、その他の期間は、被保険者期間に算入しない。ただし、当該被保険者となった日からその日後における最初の喪失応当日の前日までの期間の日数が **B** 日以上であり、かつ、当該期間内における賃金の支払の基礎となった日数が **A** 日以上であるときは、当該期間を2分の1か月の被保険者期間として計算する。
- 2 被保険者期間を計算する場合において、①最後に被保険者となった日前に、当該被保険者が受給資格等を **C** したことがある場合には、当該受給資格等に係る離職の日以前における被保険者であった期間、②雇用保険法第9条の規定による被保険者となったことの確認があった日の **D** 年前の日（第22条第5項に規定する者にあつては、同項第2号に規定する被保険者の負担すべき額に相当する額がその者に支払われた賃金から控除されていたことが明らかである時期のうち最も古い時期として厚生労働省令で定める日）前における被保険者であった期間は、上記1に規定する被保険者であった期間に含めないものとされる。

3 上記の規定により計算された被保険者期間が12か月（一定の特定理由離職者と特定受給資格者にあつては、6か月）に満たない場合にあつては、喪失応当日の各前日から各前月の喪失応当日までさかのぼった各期間について賃金の支払の基礎となった時間数が **E** 以上であるものを、1か月の被保険者期間として計算する。また、当該被保険者となった日からその日後における最初の喪失応当日の前日までの期間の日数が **B** 日以上であり、かつ、当該期間内における賃金の支払の基礎となった時間数が **E** 以上であるときは、当該期間を2分の1か月の被保険者期間として計算する。



# 労働者災害補償保険法

出題項目		条文・通達・判例	根拠	空欄箇所
令和2年	A 通勤	法	法7条	合理的な経路及び方法により
	B 通勤(住居間の移動の要件)	則	則7条	転任に伴い、当該転任の直前の住居と
	C 通勤(住居間の移動の要件)	則	則7条	配偶者が、要介護状態にある労働者又は
	D 通勤(住居間の移動の要件)	則	則7条	父母又は同居の親族を介護すること。
	E 通勤(住居間の移動の要件)	則	則7条	同居の子(18歳)に達する日以後の最初の3月31日まで
令和元年	A 目的	法	法1条	同法の労働者とは、労働基準法上の労働者であるとされている
	B 保険給付	法	法7条	通勤災害に関する保険給付及び二次健康診断等給付の3種類である
	C 保険給付	法	法21条	年金として支払われるのは、障害年金、遺族年金及び傷病年金である
	D 事業主からの費用徴収	通達	H17通達	その後10日以内に保険関係成立届を提出していない場合は
	E 事業主からの費用徴収	通達	H17通達	保険関係が成立してから1年を経過してもなお保険関係成立届を提出していないとき
平成30年	A 中小事業主等の特別加入	法	法33条	労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託している者
	B 中小事業主等の特別加入	則	則46条の16	卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主
	C 特別加入者に係る給付基礎日額	則	則46条の20	厚生労働大臣が定める額とされており、最高額は25,000円である
	D 一人親方等・特定作業従事者	則	則46条の17	この事業の例としては、林業の事業が該当する
	E 特別加入者に係る保険給付	則	則46条の17	住居と就業の場所との間の往復の状況等を考慮して厚生労働省令で定める者には支給されない。個人タクシー事業者はその一例に該当する。
平成29年	A 不服申立て	法	法38条	労災保険の保険給付に関する決定に不服のある者は、労働者災害補償保険審査官に対して審査請求
	B 不服申立て	法	法38条	労働保険審査会に対して再審査請求をすることができる
	C 不服申立て	法	法38条	審査請求をした日から3か月を経過しても
	D 時効	法	法42条	これらを行使用することができる時から2年
	E 時効	法	法42条	これらを行使用することができる時から5年
平成28年	A 療養の費用	法	法13条	療養の給付に代えて療養の費用を支給することができる
	B 給付制限	法	法12条の2の4	正当な理由がなくて療養に関する指示に従わないことにより
	C 過労死認定基準	通達	H13通達	発症前の長期間とは、発症前おおむね6か月間をいう
	D 過労死認定基準	通達	H13通達	発症前1か月間におおむね100時間又は発症前2か月間ないし6か月間にわたって
	E 過労死認定基準	通達	H13通達	

# 雇用保険法

		出題項目	条文・通達・判例	根拠	空欄箇所
令和2年	A	被保険者（適用除外）	法	法6条	1週間の所定労働時間が <b>20時間以上</b> であり
	B	被保険者（適用除外）	法	法6条	同一の事業主の適用事業に継続して <b>31日以上</b> 雇用されること
	C	被保険者資格取得届（期限）	則	則6条	当該事業のあった日の属する月の翌月 <b>10日</b> まで
	D	被保険者資格取得届（經由先）	則	則6条	その事業所の所在地を管轄する <b>公共職業安定所</b> に提出
	E	被保険者の資格取得（短期雇用特例被保険者）	手引き	20555	<b>4</b> か月以内の期間を定めて季節的に雇用される者
令和元年	A	基本手当（待期）	法	法21条	失業している日（ <b>疾病又は負傷</b> のため職業に就くことができない日を含む。）が <b>通算して7日</b> に満たない間は、支給しない
	B	基本手当（待期）	法	法21条	
	C	育児休業給付金	法	法61条の4	当該 <b>休業を開始した日</b> 前2年間（当該休業を開始した日前2年間に（中略） <b>引き続き30日</b> 以上賃金の支払を受けることができなかった）
	D	育児休業給付金	法	法61条の4	
	E	育児休業給付金	法	法61条の4	みなし被保険者期間が <b>通算して12か月</b> 以上であったときに
平成30年	A	基本手当（被保険者期間）	法	法14条	<b>15日</b> 以上であり、かつ、当該期間内における賃金の支払の基礎となった日数が <b>11日</b> 以上であるときは、当該期間を <b>2分の1か月</b> の被保険者期間として計算する
	B	基本手当（被保険者期間）	法	法14条	
	C	基本手当（被保険者期間）	法	法14条	
	D	高齢再就職給付金	法	法61条の2	算定基礎期間が <b>5年</b> 以上
	E	高齢再就職給付金	法	法61条の2	支給残日数が、 <b>100日</b> 未満であるとき
平成29年	A	未支給	法	法31条	当該受給資格者について <b>失業</b> の認定を受けなければならない
	B	日雇労働被保険者	法	法43条	日雇労働被保険者が前 <b>2月</b> の各月において <b>18日</b> 以上同一の事業主の適用事業に雇用された場合
	C	日雇労働被保険者	法	法43条	
	D	二事業	法	法64条の2	雇用安定事業及び能力開発事業は、被保険者等の <b>職業の安定</b> を図るため、 <b>労働生産性</b> の向上に資するものとなるよう留意しつつ
	E	二事業	法	法64条の2	
平成28年	A	目的	法	法1条	労働者の <b>生活及び雇用の安定</b> を図るとともに、 <b>求職活動</b> を容易にする等
	B	目的	法	法1条	
	C	目的	法	法1条	その労働者の <b>福祉の増進</b> を図ることを目的とする
	D	移転費	法	法58条	移転費の額は、 <b>受給資格者等及びその者により生計を維持</b> されている <b>同居の親族</b> の移転に通常要する費用を考慮して
	E	国庫負担	法	法67条	国庫は、 <b>広域延長給付</b> を受ける者